

公的研究費不正使用防止計画

管理運営・監査委員会
コンプライアンス推進部署会議

1. 不正発生の要因と防止計画

東京家政大学は、「公正な研究活動の奨励及び公的研究費の適正な執行のための管理運営・監査規程」（以下、「規程」という。）第10条第2号及び第12条第3項に基づき、研究費の使用が適正に行われるよう不正使用防止計画を以下の通り定める。

(1) 機関内の責任体系の明確化

不正発生の要因	防止計画
時間とともに役割が形骸化し、責任感が薄れる	<ul style="list-style-type: none">・責任の所在・範囲を明確にし、上位者への報告を義務付け情報の欠落を防ぎ、チェック体制を確立する。また、定期的に会議を行い、情報を共有し意識を高める。・学内外に該当者の職名を公表し、各人の責任意識の向上を図る。

(2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画
使用ルールの理解が不足している	<ul style="list-style-type: none">・既に学内ルールはあり科研費採択者に配付し周知を図っているが、コンプライアンス推進部署会議において定期的に見直し、より分かり易いマニュアル作りに努める。
コンプライアンスに対する意識が不足している	<ul style="list-style-type: none">・コンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス教育を行う。また、受講管理をするとともに個別相談者を配置し、教育の徹底を図る。・教員のみならず関係職員からも不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる（教員は提出済）。・不正使用を行った場合の懲戒処分の方法・内容について周知し抑止力とする。・研究が第一であり、コンプライアンスは二の次という意識を改革するため不定期にコンプライアンス推進責任者または副責任者がモニタリング・改善指導を行う。

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	防止計画
不正防止に対する意識が低い	<ul style="list-style-type: none">・管理運営・監査委員会を原則年2回実施し、自校のみならず他校の不正事案も鑑み、防止計画の見直しをするなどPDCAサイクルを確立する。

(4) 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	防止計画
業者が不正に関与する環境がある	<ul style="list-style-type: none">・すでに年間取引額基準に該当する業者からは、誓約書を徴し不正防止に努めているが、発注・検収課から発注を行う誓約書未受領の業者からは、すべて誓約書を徴することとする。・物品購入、役務についての検収は、全件実施している。
業者への発注が研究者任せで業者との癒着を招く危険がある	<ul style="list-style-type: none">・発注は原則発注・検収課により行うこととしている。ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行のため、10万円未満の物品の発注については、研究者からの発注を認めている。・物品の購入・役務に関する検収については、全件検収を実施している。
旅費や謝金については研究者からの申請だけで事務方の管理や証票の徴収がなかった	<ul style="list-style-type: none">・既に科研費では、「出張命令及び旅費請求書」の提出の他、学会の案内、会議出席要請文書、宿泊領収書や出張報告書の提出を求め、旅費交通費についても領収書の提出を義務付けている。・非常勤者の雇用管理については、事務方で行うこととした。

(5) 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	防止計画
使用ルールの相談窓口や不正通報窓口が分かり辛い	<ul style="list-style-type: none">・コンプライアンス教育において周知するが、ホームページにも載せ、相談窓口や通報窓口、あるいは通報者保護などが分かるようにする。

(6) モニタリングの在り方

不正発生の要因	防止計画
リスク管理が不十分である	・監査に対して十分な時間と人を割けるよう体制を整備する。そのために監査計画を作成し、計画的に実施する。また、コンプライアンス推進責任者または副責任者が行うモニタリング・改善指導とも情報共有をし、リスクアプローチ監査を効率・効果的に行い、未然防止に努める。

2. 不正防止計画の点検と見直し

コンプライアンス推進責任者から業務報告を受けた管理責任者（研究費）及び統括管理責任者並びにモニタリングをした内部監査部門は、その結果を毎年度末に最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、管理運営・監査委員会を開き、次年度の不正防止計画について評価・点検し、見直しを図る。